

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	犬山市

## 犬山市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 犬山市経済環境部産業課  
所在地 犬山市大字犬山字東畑 36 番地  
電話番号 0568-61-1800 (内線 1373)  
F A X 番号 0568-44-0367  
メールアドレス 040900@city.inuyama.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣：イノシシ 中型獣：アライグマ、ヌートリア、 ハクビシン、タヌキ、 鳥 類：ハシブトガラス、ハシボソガラス、 ヒヨドリ、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	犬山市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積	被害額
イノシシ	稲	62a	637,000 円
	果樹	240a	197,000 円
	野菜	2a	26,000 円
	いも類	11a	119,000 円
	工芸作物	2a	20,000 円
	その他	41a	194,000 円
	計	358a	1,193,000 円
アライグマ	果樹	6a	12,000 円
	野菜	1a	1,000 円
	計	7a	13,000 円
ヌートリア	稲	5a	39,000 円
	果樹	0a	10,000 円
	計	5a	49,000 円
ハクビシン	果樹	2a	76,000 円
タヌキ	野菜	0a	1,000 円
ハシブトガラス ハシボソガラス	果樹	14a	217,000 円
	野菜	18a	23,000 円
	その他	2a	30,000 円
	計	34a	270,000 円
ヒヨドリ	果樹	3a	12,000 円

カワウ	魚類		(推定) 10 t
-----	----	--	-----------

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### 【イノシシ】

今井地区、池野地区、善師野地区などの犬山市東部及び東南部において、水稻、果樹、野菜、いも類などへの農作物被害が発生している。また、土手を壊される被害もあり、住宅地での目撃情報が出没件数も増加していることから、農作物被害以外の生活環境や人への直接的な被害も懸念される。

### 【アライグマ】

市内全域において被害が発生している。果樹の被害が多く、野菜の被害も発生している。

### 【ヌートリア】

楽田地区を中心として収穫期における水稻の食害が発生している。池野や羽黒地区でも被害が発生している。

### 【ハクビシン】

市内全域において、ブドウやモモなどの果樹について収穫期を中心に被害が発生している。令和4年度には、楽田地区のモモが大きく被害を受けた。

### 【タヌキ】

市内全域において、野菜の被害が発生している。

### 【ハシブトガラス・ハシボソガラス】

市内全域において、野菜や果樹の被害が発生している。特に楽田地区や塔野地地区の野菜や果樹が大きく被害を受けた。

### 【ヒヨドリ】

ぶどう、柿、みかんなどの果樹において、今井地区や犬山地区での被害が発生している。

### 【カワウ】

木曽川のアユや入鹿池のワカサギが食害を受けている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、

被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (4年度)		目標値 (8年度)	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額
イノシシ	358a	1,193,000円	300a	990,000円
アライグマ	7a	13,000円	6a	11,000円
ヌートリア	5a	49,000円	4a	44,000円
ハクビシン	2a	76,000円	1a	68,000円
タヌキ	0a	1,000円	0a	1,000円
ハシブトガラス ハシボソガラス	34a	270,000円	30a	237,000円
ヒヨドリ	3a	12,000円	2a	8,000円
カワウ		(推定) 10 t		(推定) 7 t

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が猟友会へ駆除委託し銃器とわなによる捕獲を実施する。</li> <li>・市職員により構成される実施隊と猟友会が連携し、効率的な捕獲を推進する。</li> <li>・犬山市鳥獣害防止総合対策協議会(以下、「協議会」という。)による捕獲用箱わな等の資材を購入する。</li> <li>・わな免許取得費の補助を実施することで、新規従事者を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会の従事者は一定数確保できている。しかし、平日昼間の活動が可能な従事者の高齢化は改善できていない。捕獲実施者に負担のかからない仕組みづくりが必要である。</li> <li>・地域との連携を強化し、より効率的な捕獲体制の確立を図る必要がある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家による電気柵、金網柵、防鳥ネット等の購入設置について協議会が補助する。</li> <li>・柵設置補助については、団体での申請を可能とし、隣接する農地耕作者での共同設置を推進する。また、認定農業者等に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金活用が可能な地域と設置方法を検討する必要がある。</li> <li>・柵の老朽化やメンテナンス不足により柵を越えてイノシシに侵入されるケースが増えてきている。</li> <li>・新しく被害のあった地域に対し</li> </ul>

	<p>ついでには補助上限を増額することで広範囲での柵設置を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での現地調査に合わせて防除に関する方策や放任果樹除去等の生息環境管理に関する啓発を実施する。</li> <li>・市から市民に対し、出没情報などの情報発信を随時実施する。</li> </ul>	<p>ても啓発できるよう広報や回覧等の活用を検討する必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹を含む農地の管理については、農業委員会等と連携し所有者等へ適正管理の指導を随時実施する。</li> <li>・鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の普及については、市から市民に対し、広報やホームページ上にて、注意喚起を含む情報発信を実施する。</li> </ul>	<p>有害鳥獣に指定していない鳥獣に関する問い合わせもあるため、市としても、情報集約する際、県等からの研修を活用するが、一部の鳥獣に特化してしまう。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細に被害状況を把握していくため、市内全地域農家を対象とした被害状況調査を継続していく。</li> <li>・イノシシの被害及び生息範囲拡大に伴い、拡大した地域に迅速にわな設置できるよう、わなの導入を進める。</li> <li>・捕獲は、エサやりなどの日常管理を地域農家と連携して行うことができる体制を整えることで、効率の向上と継続可能な捕獲を図る。</li> <li>・わな免許取得費用の補助を継続し、地域住民も有害鳥獣捕獲の従事者とする体制を推進していく。</li> <li>・協議会による電気柵等設置補助を進めているが、より効率的な柵設置のため、耕作者が共同して設置することを促進する。</li> </ul>
---

- ・電気柵の安全な使用に関する周知及び指導により、感電事故防止を図る。
- ・放任果樹等の除去徹底や効果的な柵の設置方法等の啓発を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・実施隊員である市職員について、わな免許を取得しているものは、対象鳥獣捕獲員として活動に従事する。
- ・対象鳥獣捕獲員と猟友会、地域住民が連携して捕獲体制を整える。
- ・アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、タヌキは、農業者からの被害報告に基づき、被害のある場所に捕獲用わなを設置し、捕獲を行う。
- ・イノシシについては、被害状況から選定した場所に箱わな、くくりわな等を設置し、捕獲を行う。なお、止め刺しにおいて危険を要すると判断した場合に限りライフルの使用を許可する。
- ・ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、カワウは、通年猟友会が猟銃による捕獲を行う。安全確保のために十分な事前周知を行う。
- ・住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるなど非常時の捕獲については、関係機関と連携し、対応を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	イノシシ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員のわな免許取得を促進し、捕獲体制の強化を図る。</li> <li>・捕獲資材を整備するため、協議会で捕獲用箱わなやくくりわな等を購入する。</li> <li>・エサやりなどの日常管理を地域住民と連携することで効率の向上を図る。</li> <li>・現地調査でイノシシの生息状況を詳細に確認することで、計画的で効率的な捕獲用箱わなの運用を推進する。</li> </ul>
7	タヌキ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、	
8	ヒヨドリ カワウ	

	・銃器による捕獲は広報や回覧等により徹底した周知を行い、住民の安全確保を図る。
--	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p><b>【イノシシ】</b> 過去の捕獲実績は、令和2年度が203頭、令和3年度が211頭、令和4年度は272頭である。令和2年度以降は毎年200頭前後が捕獲されており、今後も生息数の増加が懸念される。さらなる捕獲強化を図るものとし、捕獲計画数を令和6年度300頭、令和7年度を310頭、令和8年度を320頭とする。</p>
<p><b>【アライグマ】</b> 過去の捕獲実績は、令和2年度が32頭、令和3年度が30頭、令和4年度は26頭であった。平成26年度には59頭捕獲された実績があることを考慮すると近年は減少傾向にあるが、現在も被害が継続して確認されていることから、それらを踏まえ令和6年度から令和8年度における年間捕獲計画数を40頭とする。</p>
<p><b>【ヌートリア】</b> 過去の捕獲実績は、令和2年度が3頭、令和3年度が4頭、令和4年度は10頭であった。河川沿いに水田が多い楽田・羽黒地区をはじめ今後も被害が想定されることから、令和6年度から令和8年度の年間捕獲計画数をこれまでの捕獲実績を踏まえて20頭とする。</p>
<p><b>【ハクビシン】</b> 過去の捕獲実績は、令和2年度が17頭、令和3年度が10頭、令和4年度は19頭であった。平成26年度には28頭捕獲された実績があることを考慮すると近年は減少傾向にあるが、現在も市内全域で果樹及び野菜の被害があることから、それら捕獲実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度の年間捕獲計画数を30頭とする。</p>
<p><b>【タヌキ】</b> 過去の捕獲実績は、令和2年度が72頭、令和3年度が66頭、令和4年度は56頭であった。市内全域で果樹及び野菜の被害があることから、これまでの捕獲実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度の年間捕獲計画数を80頭とする。</p>
<p><b>【ハシブトガラス・ハシボソガラス】</b></p>

過去の捕獲実績は、令和2年度が22羽、令和3年度が34羽、令和4年度は8羽であった。猟銃での駆除を実施しているが、安全確保の観点からカラスの生息場所や時期に合わせた臨機応変な実施が難しく、捕獲羽数は減少傾向にある。市内全域での被害が継続して発生しており、生息も相当数が確認されていることから捕獲を推進する必要があることから、令和6年度から令和8年度の年間捕獲計画数を50羽とする。

**【ヒヨドリ】**

過去の捕獲実績は、令和2年度が5羽、令和3年度が2羽、令和4年度は1羽、令和5年度が3羽であったが、果樹を中心に被害は継続してあるため、令和6年度には駆除の実施が想定され、捕獲数の増加が見込まれることから令和6年度から令和8年度の年間捕獲計画数を50羽とする。

**【カワウ】**

平成20年度に200羽、平成22年度に24羽、平成23年度に17羽捕獲したがその後捕獲実績はない。令和2年度には入鹿池での営巣が確認されており今後生息状況によっては駆除の実施が想定されることから、令和6年度から令和8年度の年間捕獲計画数を50羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	300頭	310頭	320頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭
ヌートリア	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
タヌキ	80頭	80頭	80頭
ハシブトガラス	50羽	50羽	50羽
ハシブトガラス			
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
カワウ	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わな、囲いわな、くくりわなは、被害が発生している場所を中心に年間を通じて実施する。被害や生息に関する情報をもとに現地調査を行い、効果的な捕獲を実施する。</li> <li>・銃器による捕獲については、ハシブトガラス・ハシボソガラスは被害が多い果樹の収穫時期前を中心とした通年実施することにより、生息数の縮小</li> </ul>



と被害抑制を図る。ヒヨドリは果樹の収穫時期前を中心に捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・ライフル銃による捕獲等を実施する必要性は現時点ではない。 ただし、イノシシの止め刺しにおいて危険を要すると判断した場合に限りライフル銃の使用を許可する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市全域	愛知県事務処理特例条例に基づき愛知県より権限移譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アライグマ ヌートリア ハクビシン タヌキ ハシブトガラス ハシボソガラス ヒヨドリ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家及び地域による電気柵、金網柵、防鳥ネット等の購入設置について、協議会において補助を実施する。</li> <li>・地域において広域での整備の調整ができた場合、交付金を活用しワイヤーメッシュ柵の整備を行う（イノシシ）。</li> </ul>		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ アライグマ ヌートリア ハクビシン タヌキ ハシブトガラス ハシボソガラス ヒヨドリ カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家及び地域による電気柵、金網柵、防鳥ネット等を設置後、適正に設置及び管理ができていないかを随時確認する。</li> <li>・電気柵については、草等で電気が通電できなくなってしまう可能性があるため、柵設置後の管理方法についても周知を行う。</li> </ul>		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
6	イノシシ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象鳥獣の棲み処、餌場になる耕作放棄地等については、農業委員会と連携し、所有者等へ適正な管理の指導や助言を行うことにより、対象鳥獣を寄せ付けないよう働きかける。</li> <li>・地域住民や農業者に対し、生活環境管理の重要性や、被害防止に関する知識の普及・啓発等の広報活動を行う。</li> </ul>
7	ヌートリア ハクビシン	
8	タヌキ ハシボソガラス ハシブトガラス ヒヨドリ カワウ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

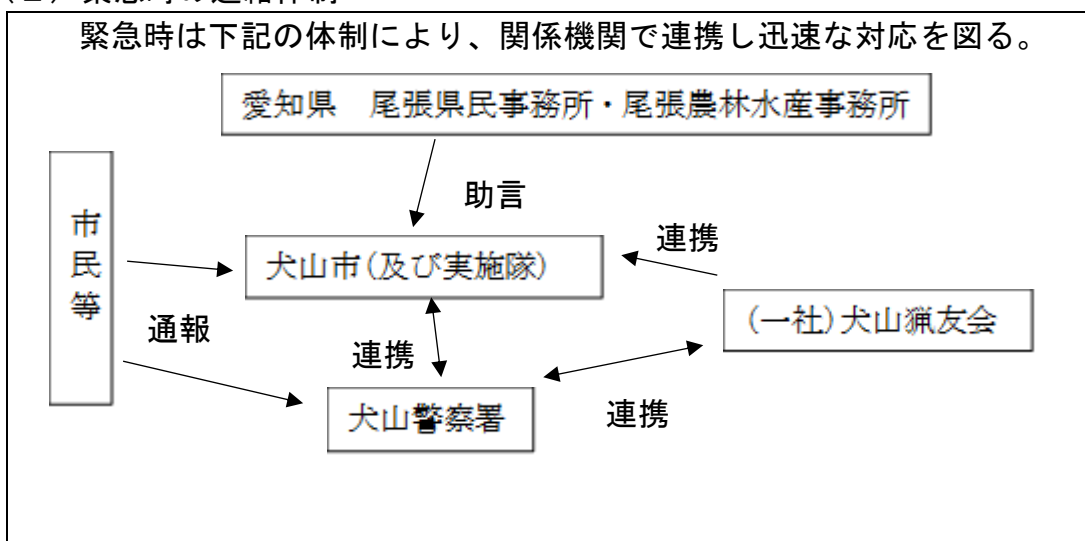
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
犬山市 (及び鳥獣被害対策実施隊)	鳥獣捕獲許可に関する事務(犬山市)、情報収集、広報活動
愛知県尾張県民事務所 愛知県尾張農林水産事務所	情報収集、助言

犬山警察署	情報収集、現場付近での注意喚起
一般社団法人犬山市猟友会	現場の確認、捕獲実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・動物の火葬を実施している公共施設で焼却する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、捕獲等した対象鳥獣については、焼却処理を基本としており、ジビエの食品利活は行っていない。</li> <li>・今後、ジビエ利用について、ペットフードへの利活用など、地域資源の有効活用に向け、関係機関等事業者と連携した取り組みを検討する。</li> </ul>
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で	

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

・現在、市内にジビエの処理加工施設はないが、民間事業者によるジビエのペットフード加工施設の整備が進められている。
--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・現在、捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組は実施されていない。今後、必要に応じ、取組実施等を検討する。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	犬山市鳥獣害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
農業者代表等	被害状況の把握 被害防除施策の実施 農家からの意見の集約、取りまとめ
犬山市	協議会の事務運営
犬山市農業委員会	被害状況の把握 農家からの意見の集約、取りまとめ
一般社団法人犬山市猟友会	駆除実務対応 地域への啓発活動
愛知北農業協同組合	被害状況の把握 地域への啓発活動
愛知県尾張農林水産事務所 稲沢駐在室	農家からの被害状況の把握 地域への啓発活動
愛知県農業共済組合 尾張支所	農家からの被害状況の把握 地域への啓発活動

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県尾張農林水産事務所	捕獲技術及び防除方法の指導・普及
愛知県尾張県民事務所	保護管理の適正化

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成28年3月に犬山市鳥獣被害対策実施隊を設置。令和5年4月現在、市職員11名により構成されている。捕獲、生息状況や被害等の情報収集、地域住民への啓発や指導を行う。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・将来的には、農地被害が減少するように柵設置補助等を継続して支援していく。地域ごとの被害状況把握を行うことにより、適正な防除や捕獲につなげていくよう検討していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・愛知県の第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の対象区域となるため、この計画に基づき、平成29年度から犬山市実施計画を策定している。また、近隣市町村と有害鳥獣被害について情報共有の場を設けている。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。